ASAHI NEWS

令和6年4月10日 第169号

朝日税理士法人 城南支社 TEL:03-3700-3331 FAX:03-3700-8942 http://www.asahitax.jp

■■■ 4月の主な予定 ■■■

税務•会計

固定資産課税台帳の縦覧期間:4月1日から4月20日まで又は市町村の条例で定める同税の 第1期目の納期限までのいずれか遅い日までの期間

給与支払報告に係る異動の届出期限:4月15日

経営 経済

4月17日:貿易統計発表(財務省)

4月19日: 国際通貨基金(IMF)・世界銀行の春季会合(ワシントン、21日まで)

4月21日:全国消費者物価指数発表(総務省)

4月25日:日銀金融政策決定会合(日銀、26日まで)

4月25日: 米GDP速報値(米:商務省)

4月26日:経済・物価情勢の展望(展望リポート)(日銀)

4月30日:鉱工業生産·出荷·在庫指数速報発表(経産省)



令和6年4月10日発行

朝日税理士法人 城南支社 TEL:03-3700-3331 FAX:03-3700-8942 http://www.asahitax.jp

「ストックオプション税制の拡充」

ストックオプション税制は、権利行使時の取得株式の時価と権利行使価格との差額に対する給与所得課税を株式売却時まで繰り延べて、株式売却時に売却価格と権利行使価格との差額を譲渡益課税とする制度です。

ストックオプションを行使すると、現金としての利益を得ていない時期に給与所得課税が発生しますが、適格要件を満たすと、ストックオプションの行使時の給与所得課税は行われず、株式売却時のみの譲渡益課税となります。

このストックオプション税制について、年間の権利行使価額の上限を、スタートアップが発行したものについて、最大で 現行年間1,200万円の3倍となる年間3,600万円へ引上げます。また、保管委託要件について、スタートアップ自身による管理の方法を新設します。

税制適格ストックオプションの要件

税制適格ストックオプションは、租税特別措置法にその要件が定められています。今回の改正は、その一部を緩和するものです。現行制度にどのように改正が加わるかを下表に示します。

1. 付与対象者	自社および子会社(50%超)の取締役、執行役および使用人(ただし大口株主およびその特別関係者、配偶者を除く)及び一定の要件を満たす社外高度人材 → 一部改正				
	【改正内容】 ・国家資格を保有 ・博士の学位を保有 ・高度専門職の在留資格あり ・上場会社で役員(取締役等)の経験が1年以上				
	下記の者を追加 ・ 教授及び准教授 ・ 上場企業又は一定の非上場企業で役員・執行役員等(重要な使用人)の経験が1年以上高度専門職の在留資格あり ・ 過去10年間に製品又は役務の販売活動に2年以上従事かつ一定の売上要件を満たす者 ・ 過去10年間に資金調達活動に2年以上従事かつ一定の資本金等要件を満たす者				
2. 所有株式数	発行済株式の3 <mark>分の</mark> 1を超えない				
3. 権利行使期間	付与決議日の2年後から10年後まで (設立5年未満の非上場会社は15年を経過する日まで: 令和5年改正)				
4. 権利行使価額	権利行使価額が、契約締結時の時価以上				
5. 権利行使 価額限度額	権利行使限度額権利行使価格の合計額が年間で1200万円を超えない → 改正				
	【改正内容】	設立5年未満		2,400万円	
		設立5年以上	非上場会社	3,600万円	
		20年未満	上場後5年未満	3,600万円	
		上記以外の会社		1,200万円	
6. 譲渡制限	他人への譲渡禁止				
7. 発行形態	無償であること				
8. 株式の交付	会社法に反しないこと				
9. 保管・管理などの 契約	証券会社等と契約していること 【改正案】 非上場会社が発行する税制適格ストックオプションを上場前に権利行使する場合において、 下記の要件を満たすときは ① 権利行使により交付される株式が譲渡制限株式であること ② 税制適格ストックオプションを発行した会社自身により管理等がされること →証券会社等の営業所等への保管委託等の要件が不要となる。				
10.その他事務手続き	法定調書、権利者の書面等の提出				

朝日税理士法人 城南支社 TEL:03-3700-3331 FAX:03-3700-8942 http://www.asahitax.jp

インボイス制度についても見直しされます。

令和6年度税制改正大綱により、インボイス制度について以下2点の見直しが行われます。

- ① 3万円以下の自動販売機等による課税仕入れについて、令和5年10月1日以後の分も含め、帳簿への住所等の記載が不要となります。
- ② 簡易課税制度や小規模事業者の経過措置を適用する事業者が税抜経理方式を適用した場合の仮払 消費税等の経理処理について見直されます。

税制の概要

1. 帳簿の記載事項の簡略化について

一定の事項が記載された帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる自動販売機及び自動サービス機による課税仕入れ、並びに、使用の際に証票が回収される課税仕入れ(3万円未満のものに限る)については、<mark>帳簿への住所等の記載が不要となります</mark>。

《帳簿のみ保存の特例を適用する場合の帳簿の記載事項》

- 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率対象の場合、その旨)
- 対象の額
- 課税仕入れの相手方の住所または所在地 (国税庁長官が指定するものについては、住所等の記載は不要)
- 特例の対象となる旨

【改正後】

自動販売機特例や回収特例 が適用される3万円未満の 取引は記載不要に変更

▶ 見直し案に基づく自動販売機特例を適用する場合の帳簿の記載例 総勘定元帳(会議費) (株)00 住所等は XX年 貸方 借方 記載不要に 月 〇〇市自販機 飲料 ※自動販売機特例 120 日 2 8 : : :

出典;国税庁ホームページ令和6年度税制改正の大綱について(インボイス関連)

2. 経理処理の見直しについて

簡易課税制度又は2割特例を適用する事業者が、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税額等として 計上する金額につき、継続適用を条件として

支払対価の額×10/110(軽減税率の対象の場合には8/108)

とした金額とすることが認められることが明確化されるほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しが されます。

【例】車両を110万円で仕入れた場合

〈原則〉

① インボイス事業者からの仕入れの場合 車両 100万円 現預金 110万円 仮払消費税 10万円

※は軽減税率対象品目

② 免税事業者からの仕入れの場合 車両 110万円 / 現預金 110万円



〈改止案〉

車両 100万円 現預金 110万円 仮払消費税 10万円

> 仕入先がインボイス事業者か 免税事業者かを確認する必要なし

【適用時期】 令和5年10月1日以後の課税仕入れから適用されます。

令和5年12月14日公表の令和6年度税制改正大綱に基づいて作成しています。改正は国会の審議を経て可決・決定されるものであり、本資料の内容については正確性を期しておりますが、改正内容等の確実性・正確性を保証するものではありません。予定される税制改正を踏まえ意思決定等を行うときは、事前に弊社担当者までご相談ください。